

こうふ歳時記プロモーション業務委託
公募型プロポーザル実施要項

令和6年10月

甲府市

1 業務の目的

こうふ歳時記プロモーションは、本市が有する四季折々の魅力等を市内在住の方を中心に、市外の方も含め様々な方に知ってもらうため、春夏秋冬を捉えたプロモーション実施することにより、甲府ファンを創出することを目的とする。

2 業務の概要

(1) 業務名

こうふ歳時記プロモーション業務委託

(2) 業務内容

こうふ歳時記プロモーション業務委託仕様書（以下、「仕様書」という。）のとおり。

(3) 業務期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

(4) 提案上限額

委託料の提案上限額は280万円（消費税及び地方消費税を含む）とする。この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、企画提案の規模を示すためのものであることに留意すること。また、見積書を提出する際は、提案上限額を超えてはならない。

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の各号に掲げる全ての要件を満たすものとする。

(1) 法人格を有していること。（共同企業体としての参加は認めない。）

(2) 甲府市内に本店、本社又は営業所を有する者であること。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続き開始又は民事再生手続き開始の申立てがなされていないこと。

(5) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申立てがなされていないこと。

(6) 法人の役員及び経営に実質的に関与している者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

(7) 本業務に係る公募の日から契約締結の日までの間に、甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱又は甲府市物品供給（入札等）制度要綱に基づく指名停止を

受けている期間が含まれていないこと。

(8) 法人税、消費税及び地方消費税、市税の未納がないこと。

(9) 令和元年度から令和5年度までに、国又は地方公共団体等が発注した類似業務を履行した実績を、元請けとして1件以上有していること。

4 公募に対する質問の受付及び回答

当該委託業務の公募に関して質問がある場合は、次のとおり提出すること。

(1) 質問提出期限

公募開始の日から令和6年10月7日（月）

受付時間：土日祝を除く午前9時～午後5時

(2) 提出方法

質問書（様式12）により、電子メールにて提出すること。

メールアドレス kouhou@city.kofu.lg.jp

(3) 回答方法

令和6年10月10日（木）までに市ホームページに掲載する。

(4) 留意事項

実施要項及び仕様書の内容以外に関する質問には回答しない。

5 参加に係る必要書類の提出

「3 参加資格要件」を満たし、本プロポーザルに参加を希望する場合は、次の必要書類を提出すること。

(1) 参加表明書の提出について

表1に掲げる書類を提出すること。

表1 参加表明に関する提出書類

	名 称	様式及び添付書類等
1	参加表明書	(様式1) 市税の滞納がないことの証明書
2	会社概要等整理表	(様式2) 会社概要など参考となる資料等
3	協力会社に関する調書	(様式3) 該当する場合のみ
4	業務実績書	(様式4)
5	業務実施体制確認調書	(様式5)
6	管理責任者の業務実績確認調書	(様式6)
7	誓約書	(様式7)

ア 提出期限

令和6年10月15日（火）

受付時間：土日祝を除く午前9時～午後5時

イ 提出部数

正本1部

ウ 提出方法・場所

甲府市 情報発信課に持参すること。

(2) 企画提案書の提出について

表 2 に掲げる書類を提出すること。

表 2 企画提案に関する書類

	名 称	様式及び添付書類等
1	企画提案書	(様式 8)
2	業務の実施方針・業務フロー・工程表	(様式 9) A 3 横版工程表
3	企画提案	(様式 10) イメージ図等
4	見積書	(様式 11) 積算内訳

ア 提出期限

令和 6 年 10 月 21 日 (月)

受付時間：土日祝を除く午前 9 時～午後 5 時

イ 提出部数

正本 1 部、副本 6 部

※A 4 ファイルに綴じたものを、6 部 (正本 1 部、副本 5 部) 及び電子媒体で提出すること。

ウ 提出方法・場所

甲府市 情報発信課に持参すること。

6 選定方法

(1) 優先交渉権者の選定

優先交渉権者の選定にあたっては、「提案書記載項目等一覧 (別紙 1)」に基づき提案された内容について「こうふ歳時記プロモーション業務受託者選定審査会」(以下「審査会」という。)において審査し、「優先交渉権者の選定方法」より、選考審査委員の技術点の合計平均点 (小数点第 2 位を四捨五入) と価格点を合計した得点が最も高い者を優先交渉権者として選考し、次に高い者を次点交渉権者として選考する。

また、参加申込者が 1 者の場合であっても審査を実施する。

(2) 審査

審査は非公開とし、書類と企画提案者によるプレゼンテーション審査とする。

ア 日時・会場

令和 6 年 10 月 24 日 (木) (詳細は、別途通知する。)

イ 審査会への出席者

管理責任者を含む 3 名以内とする。

ウ 実施方法

(ア) 企画提案者プレゼンテーション及び補足説明 (20 分以内)

プレゼンテーションは、提出した企画提案書を用い、その表記順に行うこと。

なお、企画提案者でパソコン等を使用する場合は、プロジェクター及びスクリーンについては本市で準備するが、パソコン等の機器は、企画提案者が持参すること

とし、インターネットへの接続が必要な場合は企画提案者がインターネット環境を用意すること。

(イ) 質疑応答（20分程度）

エ 議事録の提出（優先交渉権者のみ）

プレゼンテーションにおける発言内容及び審査会における質問への回答については、実施義務を伴うことに留意すること。

また、提案書に記載の無い内容の発言や、審査会における質問に対する回答については、プレゼンテーション議事録として作成し契約時までに情報発信課に電子メールにて提出すること。

また、プレゼンテーション時のボイスレコーダー等の利用は認めるものとする。

メールアドレス kouhou@city.kofu.lg.jp

(3) 審査結果

審査を受けた企画提案者に対し、令和6年10月下旬に文書及び電子メールにて審査結果を通知する。また、審査結果（優先交渉権者及び次点交渉権者については、その名称まで）を市ホームページに掲載する。

なお、審査結果に対する異議申し立ては、受け付けない。

7 契約及び支払方法

受託事業者となった者は、本市と契約を締結し、受託業務を実施する。

なお、本市は業務完了後、検査を経て委託料を受託事業者を支払うものとする。

8 参加事業者の失格

参加事業者が次の事項に該当する場合は、失格とする。

- (1) 「3 参加資格要件」を満たさなくなった場合。
- (2) 提出書類等に虚偽の記載があった場合。
- (3) 審査の公平性を害する行為や一連の公募手続きを通じて著しく信義に反する行為があり、審査会が失格と認めた場合。
- (4) 審査会の委員又は担当職員に対して、直接又は間接的に本プロポーザルに関し援助を求めた場合。
- (5) 参加事業者が、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合。
- (6) プレゼンテーション等に正当な理由なしに参加しなかった場合。

9 プロポーザルの中止

やむを得ない理由等により、プロポーザルを実施することが出来ないと本市が判断したときは、中止する場合がある。その場合において、応募に関わる全ての経費は本市に請求できない。

10 辞退

参加表明後に辞退する場合には、企画提案書類の提出期日までに参加辞退届（様式13）を提出すること。

1.1 その他

- (1) 企画提案等の応募に関わる全ての経費は、企画提案者の負担とする。
- (2) 本市に提出された関係書類等は返却しない。
- (3) プロポーザルに係るスケジュール変更があった場合については、市ホームページへ随時掲載する。
- (4) 本市は、提出された関係書類等の機密保持には十分配慮する。
- (5) 本市は、提出された企画提案書等は当該審査以外に無断で使用しない。
- (6) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている事業手法等を用いた結果、生じた事象に係る責任は、すべて企画提案者が負うものとする。
- (7) 業務内容は、採択された企画提案の内容を基本とするが、本市の指示のもと変更等を加える場合がある。

1.2 スケジュール

公募開始	令和6年10月 2日 (水)
質問受付期限	令和6年10月 7日 (月)
質問への回答期限	令和6年10月10日 (木)
参加表明書の提出期限	令和6年10月15日 (火)
企画提案書の提出期限	令和6年10月21日 (月)
プレゼンテーション審査	令和6年10月24日 (木)
審査結果通知と公表	令和6年10月28日 (月)
契約締結	令和6年11月上旬

1.3 連絡先

甲府市 情報発信課（担当：青柳、諸角）
〒400-8585 山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号
TEL 055-237-5314
FAX 055-237-0097
電子メール kouhou@city.kofu.lg.jp